



主要事業

都市計画

都市計画とは、都市計画法において「農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すること並びにこのためには適正な制限のもとに土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるもの」とされています。

都市計画の第一歩は、都市計画を立てるべき区域、すなわち都市計画区域を定めることです。都市計画区域は行政区域にとらわれず、実質的に一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域として指定されます。

都市計画区域においては、県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(通称：都市計画区域マスタープラン)に即して①土地利用の計画、②都市施設の整備の計画、③市街地開発事業に関する計画が定められます。

県都のまちづくり構想

徳島東部都市計画区域内の徳島駅周辺では、「県都のにぎわい」を創出するため、県市協調によるまちづくりに取り組んでいます。



鉄道の高架化

徳島市内の円滑な都市交通の確保と、健全な市街地の発展を図り、魅力ある都市づくりを促進するため、既に完成した佐古駅付近の鉄道高架事業に引き続き、徳島駅西から文化の森駅付近までの鉄道高架化及び周辺整備の実現に努めています。



都市公園の整備

公園は、潤いと安らぎのある都市環境を整備する上で重要な役割を担い、レクリエーションの場、環境保全及び災害時における避難地等、様々な効用を人々に提供しています。本県の都市公園について、古いものでは整備後40年以上が経過するなど、一部の施設で老朽化が進んでいます。また、南海トラフ巨大地震などの自然災害に備え、公園が安全な避難場所や広域応援部隊の活動拠点として、施設の防災機能強化など早急な整備が必要となっています。

盛土の規制

令和3年、静岡県熱海市において、大雨に伴い盛土が崩落し、大規模な土石流災害が発生したことや、危険な盛土等に関する法律規制について、必ずしも十分でないエリアが存在していること等を踏まえ、「宅地造成等規制法」を抜本的に改正し、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称「盛土規制法」)」として、土地の用途にかかわらず、危険な盛土等を包括的に規制します。

注目ポイント

鉄道高架事業及び周辺整備

「県都とくしまのグランドデザイン」のもと、県都の魅力度アップのため、回遊性向上や一体的なまちづくりが可能となる鉄道高架の事業化に向け、旧文化センター跡地における車両基地移設を含む、新たな鉄道高架計画を令和6年度に取りまとめました。

引き続き、事業関係者である徳島市やJR四国とともに、検討を進めていきます。



都市公園における機能強化

現在、国際スポーツ大会のキャンプ地となる施設の整備や県民の健康づくり、競技力の向上に資するスポーツ施設の改善に取り組んでいます。

鳴門・大塚スポーツパークでは、令和3年度に陸上競技場ポカリスエットスタジアムのトラック改修工事が完成しました。現在は、令和8年度完成を目指し、オロナミンC球場の内野スタンド・全面改築工事を進めています。

むつみパーク蔵本では、令和3年度にむつみスタジアムの両翼拡張及び防球ネットの整備工事、令和5年度にむつみスイミングの「老朽化」や「熱中症」といった課題に対応したスタンド改築及び大屋根設置工事が完成しました。



盛土規制法

●スキマのない規制

県知事が宅地・森林・農地等の土地の用途にかかわらず、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を「規制区域」として指定しています。

農地・森林の造成や土石の一時的な堆積も含め、規制区域内で行う盛土等を許可の対象としています。

●盛土等の安全性の確保

許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、以下を実施します。

- ①施工状況の定期報告
- ②施工中の中間検査
- ③工事完了時の完了検査

●責任の所在の明確化

盛土等が行われた土地について、土地所有者等が安全な状態に維持する責務を有することを明確化しています。災害防止のため必要なときは、土地所有者だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等の命令が可能となります。

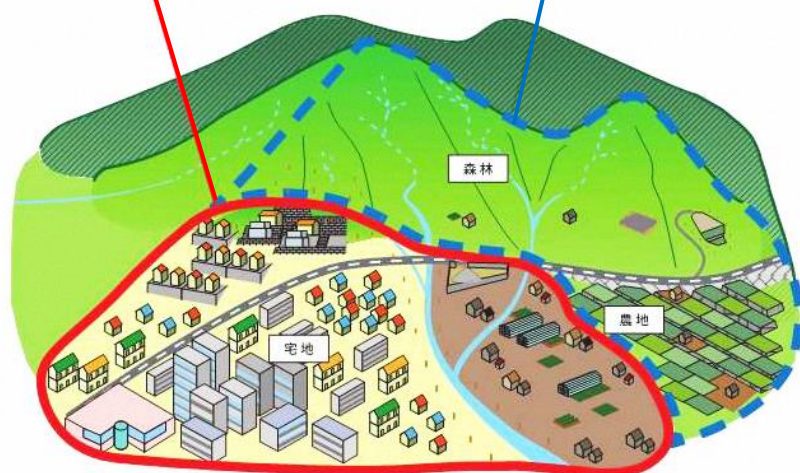
●規制区域のイメージ

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアを指定

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア等を指定



盛土規制法では「宅地造成等工事規制区域」と「特定盛土等規制区域」を指定します。